

SLN No.76 1998.5.1

ファーストセール (消尽) に関する米国最高裁判決
— Quality King Distributors, Inc. v. L'anza Research International, Inc.
(118 S. Ct. 1125)(March 9,1998) —

1. はじめに

米国最高裁は本年3月9日、著作権のファーストセールに関し、一、二審の判決を覆えて真正品の逆輸入を適法とした。WIPO条約との関係でわが国でも頒布権の規定が検討されている時期であり、参考になると思われる。

2. 事実関係

① 原告のL'anza Research International, Inc社(以下「L'anza」)はカリフォルニア法人で、シャンプー、コンディショナー等のヘアケア商品の高級品を製造、販売している。L'anzaは、国内向けには、限定地域内での再販に合意したディストリビューター、さらに美容院など許諾を受けた小売店にだけ商品を販売していた。

L'anzaは、大々的に広告し、また、許諾小売店には特別なトレーニングを施していた。他方、国外向けには広告や販促活動をせず、価格は国内向けの35ないし40パーセント引きであった。

② 英国のディストリビューターが、L'anza商品の船荷(1回で数トン分を3回)を買い、マルタのディストリビューターに売った。被告のQuality King Distributors, Inc.社(以下「QKD」)は、このマルタの会社から全商品を米国に輸入し小売店に販売した。

③ L'anzaは、その商品に著作権登録したラベルを付していた。L'anzaは、著作権法602条(a)(複製物の無許諾の輸入を禁止する権利を著作権者に与えている。本条項及びその他本件に関連する条文の全文を末尾に付する。)に基づき、QKD、マルタの

会社及び無許諾小売店に対して提訴し、マルタの会社に対しては欠席判決を得、無許諾小売店とは和解した。

- ④ 一審は、109条（ファーストセール・ドクトリン。著作権者が複製物を1回売ったら、その流通をコントロールする権利は消尽するという法理）の抗弁を認めず、L'anzaが勝訴した。二審（第9巡回区）も、「109条が抗弁となるなら602条は無意味になる」として、原審維持。最高裁は、この結論は、Sebastian Int'l, Inc. V, Consumer Contacts (PTY) Ltd, 847 F, 2d 1093 (1988) の第3回巡回区判決と矛盾するとして、サーシオレイライの申立を認めた。

3. 裁判所の判断

- ① 本件は商品のラベルという変わった事例だが、他の著作権と同じように法文が適用される。例えば、当審が最初にファーストセールドクトリンを認めた1908年のBobbs-Merrill Co. v. Strans, 210 U. S. 339 (1908) は本であった。同事件では出版社が本の中に「1ドル以下で小売すると著作権侵害になる」という通知を入れていた事案で、いったん売られたら購入者は再び売ることができるとした。（この法理はその後の連邦下級審でも一貫して適用されてきた。）Bobbs-Merrill判決当時は販売権（the right to "vend"）であったが、これはファーストセールの制限に服する。議会はこの原理を、1909年法41条、1947年法27条で法文化していた。1976年法（現行法）では、106条（3）の頒布権が販売権に相当し、ファーストセール・ドクトリンは109条(a)に成文化されている。

「106(3)条の規定にかかわらず、この法律に基づいて適法に作成された特定の複製物若しくはレコードの所有者またはその所有者から許可を得た物は、著作権者の許可を得ることなく、その複製物若しくはレコードを販売し、またはその他その占有を処分することができる…」

- ② L'anza は、602条(a)の適用を主張する。同条の関連部分は次のとおり。

「合衆国外で取得された著作物の複製物またはレコードを、この法律に基づく著作権者の許可を得ずに合衆国に輸入することは、106条に基づく複製物またはレコードを頒布する排他的権利の侵害となり、501条により訴えることができる…」

本条は著作物の無許諾輸入をカテゴリーとして禁止しておらず、そのような輸入は106条の頒布権の侵害になると規定している。そして、106条の出だしはすべての排他的権利（当然頒布権を含む）は107条から120条の規定によって制限されると明記している。そのうちの1条である109条(a)では「106条（3）の規定にもかかわ

らず」適法な複製物所有者にその複製物を販売する権利を明確に与えている。適法に作成された複製物が1度販売された後は、国内であろうと外国であろうと、購入者は著作権の許諾なしで販売することができる。602条(a)は無許諾輸入は「106条の」排他権の侵害であるとしており、この権利は適法な所有者の再販に及ばないから、602条(a)の規定は国内、国外のL'anza製品所有者に適用されない。(ファーストセールが国外で起きた場合も同じである)。

③ L'anza は次のように主張する。

- (1) 602条(a)、殊にその3つの例外は、ファーストセール・ドクトリンで制限されるなら不必要な(superfluous)ものになる。
- (2) 501条は「侵害者」の定義にあたり、一方で106条違反、他方で602条違反の輸入、と分けて言及している。

[裁判所] 簡単に答えれば、L'anzaの議論では602条(a)に「106条による」と書かれていることの説明ができない。

<602条(a)の適用範囲>

L'anza、司法長官、amici(法廷の友)は、違法複製物の輸入については602条(b)があるので、602条(a)が合法複製物についての規定でなければ不必要な規定となる、と主張する。しかし、第一に、602条(a)が海賊品にだけ適用されとしても、602条(b)の実行は税関の権限とされているから、輸入者に対して私人としての救済手段が与えられることになる。

第二に、109条(a)は適法に作成された複製物の「所有者」にのみ適用されるから、受寄者、ライセンシー、受託者(consignee)や不法占有者などの非所有者に対する602条(a)の訴訟ではファーストセール・ドクトリンは抗弁とならない。

第三に、602条(a)は海賊品でも「本法上適法に作成された」品でもないカテゴリーに適用される。このカテゴリーは、米国著作権法ではなく外国の著作権法下で「適法に作成された」複製物を包含している。同じ著作物につき米国版と英国版の市場分割を行うような場合には、英国版の出版者が米国市場に売ろうとしても602条(a)で訴えられ、この場合109条(a)の抗弁は成り立たない。602条(a)と109条(a)の適用範囲は異なっている。109条(a)と602条(a)の例外が同時に適用されることもありうるが、109条(a)が602条(a)を包含するわけではない。

この辺の議論は若干ややこしいので分析を試みる。作成につき適法を○、違法を×とする。

	①	②	③	④
米国	○	○	×	×
外国	○	×	○	×

海賊版は④にあたり、これは602条(b)で禁止される。「海賊品でない」ということは④でない、すなわち①～③であることを意味する。

次に、「本法上適法に作成された」のは①と②であるから、「本法上適法に作成された」ものでない複製物とは③と④をいう。よって、海賊品でもなく、本法上適法に作成されたものでもない、というカテゴリーとは両下線部の共通部分である③を意味する。したがって、③すなわち作成につき外国では適法でも米国では適法でない場合は602条(a)が適用され、禁止される。(ただし、1部の持ち込みなどは602条(a)の例外規定で保護される。)

<501条が106条と602条に別途言及していること>

501条の文言は、L'anzaの議論を支持している。しかし、602条(a)は明確に禁止される輸入とは「106条の下の」頒布権の侵害であると規定している。また106条Aとの規定ぶりの違いからもそういえる。602条(a)が独立して機能すると、109条(a)のみならず107条から120条までの制限規定が全部602条(a)の輸入には及ばなくなってしまう。例えば107条のフェアコースの規定は重要であり、602条の輸入に及ばないとするのが議会の意思であるとは考えられない。

<109条(a)の用語法に従った場合、輸入者は複製物を「販売又はその他の処分をする」と言えるか>

「販売又はその他の処分をする」権利は、外国の誰かに出荷する権利を含む。司法長官の文理解釈は602条(a)のフレキシブルな扱いとも109条(a)の必然的に広い適用範囲とも合致しない。ファーストセール・ドクトリンの要点は、著作権者が著作権のある物を販売することによっていったん商流に置いたなら、同人はその頒布をコントロールする制定法上の排他権を消尽する、ということである。原審判決を破棄する。

4. コメント

- ① 本件は、ファーストセール・ドクトリンを適用した最高裁判決である。本件では「輸入」が問題になったが、いったん海外に売った商品の逆輸入の事例であり、米国内で適法に作成された商品のケースである。したがって、はじめから海外で作成された商品の問題と同一にとらえることはできない点に注意を要する。
- ② 本判決は、消尽理論を明確に述べている。米国法は一切の著作物につき頒布権を認め、かつ、ファーストセールにより消尽する、という規定をしている。わが法は、映画の著作物にのみ頒布権を認め、かつ消尽の規定を付していない。映画以外の著作物については（消尽するまでもなく）頒布権を認めていない。
- ③ 本判決の事案では、商業的商品のラベルという特殊なケースであったが、裁判所は書物など著作物一般のファーストセールの問題としてとらえており、先例的価値も本件の事案の特殊性に条件づけられるものではない。

米国著作権法

106 条

この法律に基づく著作権の所有者は、第 107 条から第 120 条までの規定に従うことを条件として、次に掲げることを行い、又は許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作物を複製物又はレコードに複製すること。
- (2) 著作物を基礎として二次的著作物を作成すること。
- (3) 著作物の複製物又はレコードを販売その他の所有権の移転又は貸与によって公衆に頒布すること。
- (4) 文芸、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇並びに映画その他の視聴覚著作物の場合には、著作物を公に実演すること。
- (5) 文芸、音楽、演劇及び舞踊の著作物、無言劇並びに絵画、図画又は彫刻の著作物（映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む。）の場合には、著作物を公に展示すること。
- (6) 録音物の場合には、デジタルオーディオ送信手段により著作物を公に実演すること。

109 条

(a) 第 106 条(3)の規定にかかわらず、この法律に基づいて適法に作成された個々の複製物若しくはレコードの所有者又はその所有者から許諾を得た者は、著作権者の許諾を得ることなく、その複製物若しくはレコードを販売し、又はその占有権を処分することができる。この前文にかかわらず、著作権の回復日より前に製造され、又は依存する当事者に関して、発行若しくは第 104 条の A(e)に基づく通知の役務前に、第 104 条の A に基づき回復する著作権の対象となる著作物の複製物又はレコードは、回復する著作権の所有者の許可なく、以下の時点から 12 ヶ月間のみ直接的又は間接的商業利益を目的として、販売又はその他の方法で処理することができる。

- (1) 第 104 条 A(d)(2)(A)に基づき著作権局に提出された意志通知のフェデラル・レジスタでの発行日、又は
- (2) 第 104 条 A(d)(2)(B)に基づき提供された実際の通知の受領日、のどちらか早く生じた時点。

501 条

(a) 第 106 条から第 118 条までに規定する著作権者の排他的権利又は第 106 条の A(a)に規定する作者の排他的権利のいずれかを侵害するいずれの者、又は第 602 条の規定に違反して複製物若しくはレコードを合衆国に輸入するいずれの者も、著作権又は場合により作者の権利の侵害者となる。

この章（第 506 条以外の）の規定の目的上、著作権へのいずれの言及も、第 106 条の A(a)項の規定により付与される権利を含むものとみなされる。

この(a)項において、「いずれの者」という用語は、いずれかの州、州のいずれかの機関及

びその公的資格において行動する州又は州の機関のいずれの職員もしくは従業員をも含む。いずれの州及びそのようないずれの機関、職員又は従業員も、いずれの非政府機関とも同一の方法及び同一の範囲において、この法律の規定に従う。

602 条

- (a) 合衆国外で取得された著作物の複製物又はレコードをこの法律に基づく著作権者の許諾を得ずに合衆国に輸入することは、第 106 条の規定に基づく複製物又はレコードを頒布する排他的権利の侵害となり、かつ、第 501 条の規定に基いて訴えることができる。この(a)項の規定は、次に掲げる輸入には適用されない。
- (1) 合衆国政府又は州政府もしくは州の政治的下部機関の権限により又はその使用のために行う複製物又はレコード（学校における使用のための複製物若しくはレコード又は記録保存以外の目的で輸入される視聴覚著作物の複製物を除く。）の輸入
 - (2) いずれかの者が一度に一著作物の複製物一部のみについて又は合衆国外から到着するいずれかの者がその者の手荷物の一部を成す複製物若しくはレコードについて、輸入者の私的使用を目的とし、かつ、頒布を目的とせずに行なう輸入。
 - (3) 学術研究、教育又は宗教を目的とし、かつ、私的な利得を目的としないで運営されている機関により又はそのような機関のために、もっぱらその記録保存を目的として視聴覚著作物の複製物一部のみについて行なわれる輸入及びその図書館の貸出又は記録保存を目的として他のいずれかの著作物の複製物 5 部まで又はレコード 5 枚までについて行なわれる輸入。ただし、そのような複製物又はレコードの輸入が、そのような機関が第 108 条(g)項(2)の規定に違反して従事している組織的な複製又は頒布から成る活動の一部でない場合に限る。
- (b) この法律が適用されたならば複製物又はレコードの作成が著作権侵害を構成することとなる場合には、それらの輸入は、禁止される。複製物又はレコードが適法に作成された場合には、合衆国税関は、第 601 条の規定が適用されない限り、それらの輸入を阻止する権限を有しない。このいずれの場合にも、財務長官は、特定の著作物の著作権に利害を有することを主張する者が、所定の手数料を支払って、その著作物の複製物又はレコードと思われる物品の輸入について税関から通知を受ける資格を得ることができる手続を規則で定める権限を有する。

